

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う減免対象確認簡易フローチャート

ご世帯が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合、国民健康保険料の減免対象となるか簡易的に判断します。*「収入」とは経費や税金等を引く前の金額です。



新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年收入（営業収入、給与収入、不動産収入、農業収入、山林収入に限る）が令和3年と比較して30%以上減少している。（減少している収入の令和3年の**所得（収入から経費等を引いた額）**が0円以下の場合対象外）

主たる生計維持者の令和3年の**所得**の合計が1,000万円以下である。

主たる生計維持者の減少している収入以外の、令和3年の**所得**の合計が400万円以下である。

主たる生計維持者が非自発的（会社都合による）離職に係る法定軽減制度の適用を受けていない。
（対象者は納入通知書の「個人別内訳」に「◎」が記載）

減免に該当する可能性があります。市役所保険年金課（0467-82-1111）までご連絡ください。

減免に該当しません。納付が困難な際は支払回数を増やす分割納付等も可能ですので、市役所保険年金課窓口にてご相談ください。